

北海道胆振東部地震発生から 約2か月



あびら

号外7号

9月6日(木)3時7分、胆振東部を震源とする震度7（マグニチュード6.7）の地震が発生し、安平町では震度6強を観測。

その地震により、家屋や公共施設などに大きな被害をもたらしましたが、復興に向けた動きが町内各所で見られるようになってきました。

9月末からは、応急仮設住宅の第1期工事が始まり、追分地区で8戸・早来地区で12戸が10月末に完成。

地震による被災者支援の動きも見られるようになり、10月10日(水)には安平町復興・生活再建支援室が設置され、10月24日(水)からは、被災者生活再建支援制度（支援金）※1の受け付けが始まりました。

※1 被災者生活再建支援制度の詳細については、安平町（北海道における）被災者支援制度一覧」をご覧ください。



震度6強

安平町の主な被害

項目	被害状況
建物被害	住家 全壊89棟、大規模半壊49棟、半壊281棟、一部損壊2,358棟
	非住家 全壊343棟、大規模半壊61棟、半壊486棟、一部損壊2,160棟
農業被害	被害額 6,009,749千円（10月23日時点）
商工業被害	被害額 585,170千円（10月23日時点）

建物被害：10月30日時点

農業被害・商工業被害：10月23日時点

有感地震の発生回数

震度	回数
震度1	129
震度2	67
震度3	28
震度4	8
震度6強	1

9/6～10/15までに安平町内で観測された震度および回数

目次

1ページ 平成30年北海道胆振東部地震について	5ページ 町からのお知らせ④
2ページ 町からのお知らせ①	6ページ 平成29年度安平町財政健全化判断比率及び資金不足比率①
3ページ 町からのお知らせ②	7ページ 平成29年度安平町財政健全化判断比率及び資金不足比率②
4ページ 町からのお知らせ③	8ページ 安平町家庭ごみ収集確認カレンダー

発行 安平町 / 編集 総務課情報グループ / 発行日 11月5日(月)

〒059-1595 勇払郡安平町早来大町95番地 ☎0145②2511

人口 8,020人（男性3,996人 女性4,024人） 世帯数 4,185世帯 ※平成30年10月31日時点

ふるさと納税（合計寄附件数） 安平町は、たくさんの方に応援いただいています。

・件数6,474件（金額86,514,617円） ※9月1日～9月30日分

り災証明書の交付はお済みですか？

り災証明書の交付を受けていなければ、各種支援制度を受けることはできません。

まずは、り災証明書の交付を受けましょう。

問合せ 税務住民課税務グループ ☎ ㉔ 2513

住民サービス課住民サービスグループ ☎ ㉕ 2411

被災者生活再建支援制度（支援金）の 受付開始のお知らせ

北海道胆振東部地震で被災された皆様の生活再建を支援するための制度です。

住宅の被害の程度に応じた基礎支援金および住宅の再建方法に応じた加算支援金が支給されます。

対象 全壊、大規模半壊、解体（半壊・敷地被害）、長期避難（安平町では現在該当なし）

受付場所 健康福祉課福祉グループ（総合庁舎）、住民サービス課住民サービスグループ（総合支所）

受付開始日 10月24日(水)から

支援内容 詳細は、配布された「安平町（北海道における）被災者支援制度一覧」をご覧ください。

問合せ 健康福祉課福祉グループ ☎ ㉑ 7071

町からのお知らせ

仮設住宅建設工事（第二期）に関するお願い

10月29日より、第二期仮設住宅の建設工事が、現在第一期工事中の場所にて開始しました。

作業時間は、8時から17時を予定しています。工事の工程により多少の時間変更があるかもしれませんが、付近へのお住まいの皆さんには、第一期工事同様作業による騒音があると思いますが、ご理解ご協力をお願いします。

家屋を取り壊したときは手続きを

固定資産税は、毎年1月1日現在の状況で課税されるため、今年中に町内にある住宅や倉庫などを取り壊した場合、翌年度からは課税されなくなりしますので、年内に手続きを済ませましょう。

①登記済の家屋を取り壊した場合
法務局で建物滅失登記の申請をしてください。

②未登記の家屋を取り壊した場合
税務住民課に家屋滅失届を提出してください。

また、今回の震災により損壊した住宅を取り壊したときは、住宅用地の特例が2年間に限り延長される場合がありますので併せて申告をお願いします。

※住宅用地の特例とは

居住の用に供する家屋の敷地について、その税負担を軽減することを目的として特例措置が適用されています。

問合せ 税務住民課税務グループ ☎ ㉔ 2513

札幌法務局苫小牧支局

☎ 0144-7151

建物解体時の給排水施設（上下水道）廃止届けについて

建物を解体する際の給排水施設撤去は、必ず安平町給排水

水設備工事指定店に依頼してください（指定店以外の撤去工事は認めておりません）。その際は上下水道料金及び施設の廃止届の提出が必要です。

問合せ 水道課 ☎ ㉔ 2730

被災状況・復旧状況

利用可能な各公共施設等について

安平町教育委員会社会教育グループ主管施設の運営状況についてお知らせします。

再開済み 多目的スポーツセンター、遠浅公民館、早来公民館図書室、追分公民館図書室、安平公民館、安平町スポーツセンターアリーナ・ロビー
※再開未定、今シーズン再開予定無し等については、安平町ホームページをご覧ください。

問合せ 教育委員会社会教育グループ ☎ ㉑ 7036

生活再建

北海道胆振東部地震における住宅の応急修理受付開始のお知らせ

北海道胆振東部地震で被害を受けた、住宅の応急修理の受け付けを行います。

対象 左記の要件を満たす方

① 応急証明の交付を受けている方

② 半壊、大規模半壊、全壊（要相談）の判定を受けている方

③ 応急仮設住宅等を利用しない方

限度額 584,000円

※修理を希望される方は、事前に修理内容等を相談したいのでご連絡ください

提出先 建設課施設グループ（総合庁舎）、住民サービス課（総合庁舎）

問合せ 建設課施設グループ

☎ 22516

応急仮設住宅等仮申込の提出受付期間について

応急仮設住宅、公営住宅一時使用について、まだ仮申請書を提出されていない方の受け付けを行います。

対象 ① 応急証明書における住宅の被災区分が全壊、大規模半壊、半壊の世帯で、10月10日（水）までに応急仮設住宅等仮申込書を提出していない方

受付期限 11月9日（金）

受付窓口 健康福祉課福祉グループ（総合庁舎）、住民サービス課住民サービスグループ（総合支所）

受付時間 8時30分～17時15分（平日）

仮申請の決定 11月12日（月）以降、入居できる具体的な住宅についてお知らせします

問合せ 健康福祉課福祉グループ

☎ 22516

家電4品目の処理手数料の補助について

胆振東部地震にて破損した家電4品目を、ご自分で既に処分された場合、町から補助を行なうこととなりました。

対象 町内に住所を有する方または町内に事務所等を有する事業所

要件（全てに該当の必要あり）

① 安平町内で被災した廃家電製品（テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン）

② 被災日から2か月以内に廃棄された家電製品

③ 家電リサイクル券・電器店の領収書等のリサイクル料金等が記載された書類

補助金額 リサイクル料金と収集運搬料金

申請期限 12月6日（木）まで

町税の申告・納期限延長について

北海道胆振東部地震により

被害を受けられた対象地域に住所を有する納税義務者の町税について、申告・納付等の期限が平成30年9月6日以降に到来するものについては、その期限を延長します。

対象地域 安平町、厚真町、むかわ町

対象税目 固定資産税、町道民税（年金特徴を除く）、国民健康保険税（年金特徴を除く）

延長期限 延長期限については、今後、被災されました皆様方の状況を十分考慮した上で決定し、広報紙等にてお知らせします。

口座振替について 今回の延長に伴い、9月6日以降に到来する対象税目の口座振替日は、今後定める期日まで延長されます。（現在、口座振替を停止しています）新たな口座振替日が決定次第、広報紙等にてお知らせします。

その他 対象者は申請の手続きを行うことなく、自動的に納期限が延長されます。

また、期限延長の対象とならない方で、この度の地震により期限内に申告・納付等が困難である方は、個別にご相談ください。

問合せ 税務住民課税務グループ

☎ 22513

飲料水（井戸水）の検査手数料の減免措置について

胆振東部地震の発生により井戸水が濁るなど被害を受けた方の負担軽減を図るため、北海道保健所条例施行規則に規定する手数料の全額減免措置を行なうこととなりました。

対象 ①～③のいずれにも該当する方

① 給水区域外に居住する方

② 応急証明書の交付を受けられた方

③ 地震の影響により新たに飲料水の検査が必要になった方

実施期間 12月5日（水）まで

※11月30日（金）までに電話で問い合わせが必要

問合せ 北海道苫小牧保健所試験検査課理化学検査係

☎ 0144 34168

国民健康保険及び後期高齢者医療の医療費（一部負担金）の減免について

安平町国民健康保険の被保険者または北海道後期高齢者医療広域連合の被保険者の医療費（一部負担金）の減免を実施します。

対象

安平町国民健康保険の被保険者または北海道後期高齢者医療広域連合の被保険者で次のいずれかに該当する方

- ①住家の全半壊、全半焼またはこれに準ずる被災をした方
- ②主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った方
- ③主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④主たる生計維持者が事業または業務を休廃止した方
- ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入が無い方

減免証明書の交付について

平成30年12月31日までに医療機関を受診する場合は、申請により減免証明書を交付します。保険証と減免証明書を医療機関等の窓口に提示することにより医療費（一部負担金）の支払が免除されます。

※後期高齢者医療の場合は、交付まで数日かかります。

手続きに必要なもの

保険証、印鑑、り災証明書など要件を確認するための書類

還付について

平成30年9月6日以降に、すでに医療機関等で医療費（一部負担金）を支払った場合、申請により還付を受けることができます。

手続きに必要なもの

保険証、印鑑、り災証明書など要件を確認するための書類、領収書、ご本人名義の通帳など金融機関口座がわかるもの
※後期高齢者医療の場合は、減免証明書の写しも必要です。

減免または還付の対象となる医療費（一部負担金）

平成30年9月6日から平成30年12月31日までの診療分（医療保険適用分）

受付開始日

平成30年11月1日(木)

受付窓口

健康福祉課国保・介護グループ（総合庁舎）
住民サービス課住民サービスグループ（総合支所）

受付時間

8時30分～17時15分 ※土日、祝日を除く

問合せ 健康福祉課国保・介護グループ

☎ 29 7072

お知らせ

運転免許返納・適性相談 臨時窓口の開設について

運転免許返納の自主返納を考えている方を対象とした、免許返納および運転適性相談の臨時窓口を開設します。免許証を自主返納した方は運転経歴証明書の申請も可能です。また、希望する方には運転卒業証書を交付します。

自主返納をご希望の方は、事前に苫小牧警察署または早来駐在所にご連絡ください。

日時 11月14日(水) 13時～16時

場所 早来駐在所（早来大町130番地2）

持ち物 運転免許証、印鑑（シヤチハタでも可）

※運転経歴証明書交付希望者は、右記の他に、写真（6か月以内に撮影したもので縦3cm×横2.4cm）、北海道収入証紙（1,100円）

問合せ 苫小牧警察署

☎ 0144 34168

早来駐在所 ☎ 22 2030

年末調整について

お勤め先から給与を受け取っている方の所得税は、原則、年末調整で精算されます。

本年中に扶養する方の異動があった方や各種保険料（生命・地震など）を支払った方は、お勤め先の指示に従い申告書を提出してください。

◆年末調整事務ご担当者様へ
平成30年分の年末調整の仕方や各種書類の記載方法などについての説明会を次のとおり実施します。

日時 11月21日(水) 13時から

場所 保健センター1階

問合せ 苫小牧税務署

☎ 0144 3165
☎ 22 2513

税務住民課税務グループ

町政懇談会の開催について（再周知）

町政懇談会を町内4地区で開催いたしますので、ご都合の良い会場にお越しください。
日程 11月5日(月)安平公民館

11月7日(水)追分公民館
 11月13日(火)総合庁舎
 11月14日(水)遠浅公民館
 ※開催時間は全て18時30分
 話題 震災復興や生活再建、
 仮称新バス運行計画原案、安
 平町のまちづくりに関すること
 その他 参加申込みは不要
 問合せ 地域推進課地域推進
 グループ ☎297083

ビューティアビラップ教室参加者募集のお知らせ

リハビリテーションの先生と一緒に、身体づくりの教室を行います。リフレッシュしたい方・身体を動かす機会が減りがちの方・地域の支えあい活動やサロン等に運動を取り入れたい方など、どなたでもご自由に参加ください。

日時 11月15日(木)～

平成31年1月17日(木)

10時～12時

※全8回予定

場所 ぬくもりセンター

※12月から早来地区でも実施

対象 町内に在住する方

内容 専門職によるストレッチ、講話など
 持ち物 飲み物、タオル
 申込期限 11月12日(月)まで
 問合せ 安平町地域包括支援センター ☎254555
 安平町地域包括早来相談センター ☎297072

インボディ測定一般開放再開について(11月分)

日時 11月27日(火)

9時30分～11時30分

11月30日(金)

16時30分～18時30分

※骨密度測定実施

場所 スポーツセンター一階

ミーティング室(両日とも)

問合せ 教育委員会社会教育

グループ ☎297036

健康福祉課健康推進グループ

☎297071

平成31年4月開業「道の駅あびらD51ステーション」スタッフ募集について

応募期限 11月26日(月)必着

詳細は下記をご覧ください。

募集職種	道の駅店内業務全般(契約社員)	道の駅スタッフ(パート)
内容	ホール接客や厨房での調理、スタッフ管理など店内業務・店舗運営に関わる業務全般	テイクアウト調理、ベーカリー調理、レジ(ショップ、直売所)
年齢資格	25～40歳まで 普通自動車運転免許必須、ベーカリーショップ・飲食店での勤務経験者	年齢・経験不問
勤務時間	①7時～16時 ②9時～18時(シフト制)	7時～18時(シフト制)、1日4～5時間 ※労働時間相談可 ①7時～12時30分 ②9時～14時30分 ③10時～15時30分 ④11時～16時 ⑤12時～17時30分 ⑥14時～18時 ※勤務週3～5日(月10～15日休み)
給与	190,000～280,000円(経験等により優遇)	時給850円～
その他	待遇各社保完備、車通勤可、交通費当社規定、賞与年2回	待遇各社保完備、車通勤可、交通費当社規定
※写真付履歴書を郵送 ※応募書類は返却しません		
郵送先 〒059-1911 北海道勇払郡安平町追分本町5丁目17-1 一般社団法人あびら観光協会		
問合せ 一般社団法人あびら観光協会 ☎297733		

安平・厚真行政事務組合からのお知らせ

◎せん定枝の無料回収が11月で終了します

11月末をもって、せん定枝の資源化回収が終了し、12月から翌年3月は有料扱いになりますので、毎週火曜日に有料指定袋「もやせるごみ袋」を巻き付けて、ステーション横に出してください。

◎年末年始のごみ収集・自己搬入受入について

年末年始の休みは、12月31日(月)から1月3日(木)までの4日間です。この期間、収集および自己搬入の受入はいたしません。1月4日(金)からごみ収集と自己搬入受入を行います。

なお、1月4日(金)の収集は、プラスチックから生ごみへ変更となりますのでご注意ください。

問合せ 安平・厚真行政事務組合 ☎223151・税務住民課住民生活グループ ☎222940

平成29年度 安平町財政健全化判断比率 及び 資金不足比率を公表します

平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率について、監査委員の審査を経て、10月定例町議会に報告しました。「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第3条第1項及び第22条第1項の規定により公表します。

健全化判断比率

健全化判断比率は、4つの指標からなっており、安平町においては、すべて早期健全化基準を下回っているため、健全な水準といえます。

指標	安平町	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	— (—)	15%	20%
連結実質赤字比率	— (—)	20%	30%
実質公債費比率	11.3% (10.2%)	25%	35%
将来負担比率	80.8% (68.0%)	350%	

※（ ）内は前年度

①実質赤字比率は、一般会計において1億1,758万円の黒字であり、実質赤字は生じていないことから該当しません。

②連結実質赤字比率は、国民健康保険事業特別会計及び介護保険事業特別会計並びに後期高齢者医療事業特別会計の実質収支額の合計では1億5,480万円の黒字、また、公営企業会計である水道事業会計では3億2,057万円の黒字、公共下水道事業特別会計でも583万円の黒字となっており、一般会計を含めた全体では5億9,878万円の黒字となっていることから該当しません。

③実質公債費比率は、前年度の10.2%から1.1%増加しています。

④将来負担比率は、前年度の68.0%から12.8%の増となっていますが、早期健全化基準の350%を大幅に下回っているため問題はありません。

資金不足比率

資金不足比率についても、各特別会計ともに実質収支は黒字であり、資金不足を生じた公営企業会計はありません。

公営企業会計名	安平町	経営健全化基準
水道事業会計	— (—)	20%
公共下水道事業特別会計	— (—)	20%

※（ ）内は前年度

【用語解説】

実質赤字比率 安平町の一般会計等（普通会計）の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示す比率です。

連結実質赤字比率 安平町の全会計の赤字や黒字を合算し、町としての赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示す比率です。

実質公債費比率 安平町の借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示す比率（3年間の平均）です。数値がゼロに近いほど資金繰りが健全となります。

将来負担比率 安平町の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等を現時点での残高の程度で指標化し、将来財政を圧迫する可能性の高さを示す比率です。数値が低いほど将来の負担は少ないといえます。

早期健全化基準 基準を超えると財政状況が悪化した「早期の財政健全化が必要」となります。

算定結果の分析

実質赤字比率、連結実質赤字比率及び資金不足比率は、一般会計及び他の5特別会計の実質収支が黒字決算となったことから算定されません。

(1)実質公債費比率…前年度と比較すると1.1%増加していますが、増加の主な要因は標準税収入額等が減少したことによるものです。

実質公債費比率の早期健全化基準は25%ですが、18%を超えると各種事業の実施にあたっての借入金に国の許可を要することから、改善することを目指しています。

(2)将来負担比率…前年度の68.0%と比較すると、12.8%増加し80.8%となりましたが、早期健全化基準は350%であるため、「安全ライン」にあると言えます。増加の主な要因は充当可能基金及び基準財政需要額算入見込額が減少したことによるものです。平成29年度の借入金の額は、平成28年度と比較すると1億4,747万円減の7億4,631万円となっており、借入金残高については平成28年度末で93億7,337万円あったものが、平成29年度末では93億4,717万円と2,620万円減少しました。その借入金には過疎債^{※1}や合併特例債^{※2}といった、後年度に交付税措置のある借入が多く、将来的に交付税措置を受けられる額は、平成28年度の91億1,011万円より1億1,292万円減の89億9,719万円となります。

将来負担すべき実質的な負債額は、平成29年度決算時で約31億円であり、単年度の標準財政規模^{※3}約47億円以内になっています。

安平町は、市町村合併により合併補助金、交付税の特例、合併特例債や早来地区での過疎債の適用など多くの優遇措置を受けています。しかし、社会情勢は目まぐるしく変化し、町の財政にも大きく影響しています。現在は、国の交付金制度や地方交付税の合併自治体への増額交付などにより他の自治体と比べると、比較的安定した財政運営は可能ですが、今後に備えて行政の在り方、事務事業の見直し、住民との協働体制などを合併の優遇措置が切れるまでに検討していく必要があります。

※1 過疎債：過疎地域自立促進特別措置法の指定を受けた過疎地域が、自立促進することで住民福祉の向上や地域格差を是正するための借入金で、借入の7割が交付税措置されます。

※2 合併特例債：市町村合併後の地域振興や旧地域間の格差是正等のため認められる借入金で、安平町では平成32年度まで借り入れることができ、借入の7割が交付税措置されます。

※3 標準財政規模：地方公共団体の一般財源の標準的な大きさを示す指標で、実質収支比率、経常収支比率や公債費比率などの基本的な財政指標の分母となる重要な数値です。地方税や地方交付税など地方公共団体が自由に使えるお金の大きさを表しております。

こちらの記事に関するお問い合わせは、政策推進課財政グループまで。
(☎22751)

な自治体」となり、財政健全計画の策定が義務付けられ、早期の健全化を図らなければなりません。
財政再生基準 基準を超えると財政が著しく悪化した「財政の再生が必要な自治体」となり、財政再生計画の策定が義務付けられ、財政状況の回復を図らなければなりません。
資金不足比率 公営企業会計ごとの資金不足額の事業規模に対する比率です。
経営健全化基準 基準を超えた場合、公営企業の経営健全化計画の策定が義務付けられ、早期の健全化を図らなければなりません。本町の場合、20・0%以上となるとこれに該当することとなります。

安平町家庭ごみ収集確認カレンダー

平成30年

November.  **11月**

古紙類は・・・水曜日 

早来地区
第1・第3

追分地区
第2・第4

農村全域
第4

せん定枝は・・・
毎週月曜日・木曜日に限
り、ごみステーション横に
出すことができます。 

日 Sun	月 Mon	火 Tue	水 Wed	木 Thu	金 Fri	土 Sat
28	29	30	31	1  生ごみ	2  プラス チック	3  もやせないごみ 有害ごみ
4	5  生ごみ	6  もやせるごみ	7  ペットボトル 紙パック	8  生ごみ	9  プラス チック	10  紙 類
11	12  生ごみ	13  もやせるごみ	14  び ん	15  生ごみ	16  プラス チック	17  もやせないごみ 有害ごみ
18	19  生ごみ	20  もやせるごみ	21  ペットボトル 紙パック	22  生ごみ	23  プラス チック	24  紙 類
25	26  生ごみ	27  もやせるごみ	28  か ん	29  生ごみ	30  プラス チック	1

スプレー缶の穴開け事故に注意を！

スプレー缶・カセットボンベをごみに出すときは、中身を使い切り、風通しの良い場所で穴をあけ、透明な袋に入れて、「有害ごみの日」に、ごみステーションに出して下さい。

穴開け作業をするときは、残りガスに引火する危険がありますので、こんろなど火を使うものの近くで行わないでください。 

※有害ごみの出し方は、ごみの分別ガイドブック17ページにも掲載しています。

穴あけが不安な方は・・・

消防支署及び出張所では、お年よりなど穴あけに不安のある方を対象に、家庭で使われたスプレー缶・カセットボンベの引取りを実施しています。

穴あけに不安のある方は、最寄の消防署に持ち込み職員に直接渡してください。 

発行：安平町衛生推進協議会／問合せ先：安平町税務住民課 Tel22-2940